

指定建築設備 定期報告制度のお知らせ

建築基準法第12条では、安全上・防火上・衛生上重要な建築物や建築設備等については、所有者や管理者は、定期的に有資格者に調査・検査をさせ、特定行政庁に報告することが義務付けられています。

指定建築設備の定期報告制度は、神戸市が指定する建築設備について、それら設備の性能・機能が適切であるかを検査資格者が毎年1回検査し、その結果を神戸市に報告する制度です。

1. 建物の建築設備は、報告の対象ではありませんか？

あなたの所有又は管理する建築物が、神戸市が指定する建築設備（指定建築設備）の定期報告の対象となる建築物に該当するか、**別紙1**の『定期報告の対象となる指定建築設備』で確認してください。

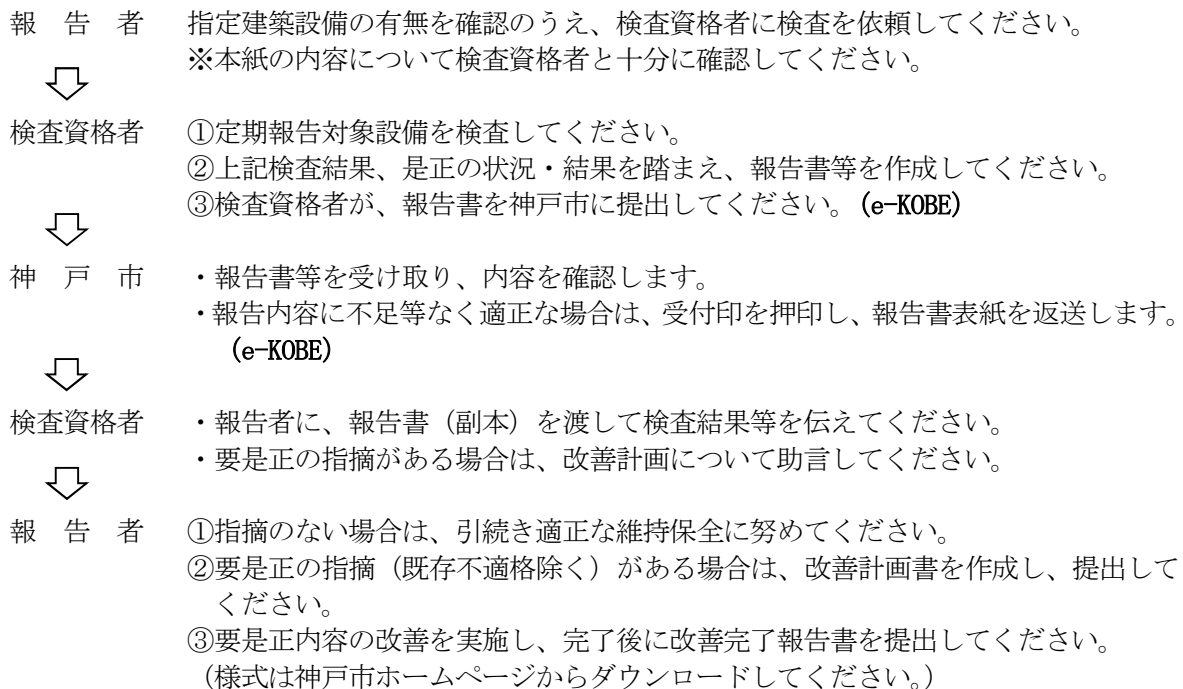
指定建築設備の定期報告対象建築物である場合は、定期報告をお願いします。

2. 定期報告の流れ

★報告者：建築物の管理者

※管理者とは、所有者からその建築物について維持管理上の権限を委任されている方。

★指定建築設備の検査資格者：一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員の資格を有する方



3. 報告の時期と提出先

①受付期間：令和8年 8月3日（月）～ 11月30日（月）

②提出方法： e-KOBE（オンライン） **別紙2** 参照

※本年度から、e-KOBE（オンライン）のみとなります。

※郵送、持参での提出は受け付けておりません。（特別の事情がある場合はご相談ください。）

③留意点

※検査後3月以内に報告する必要があります。

（例）6月に検査した場合、9月までに報告してください。

※11月下旬は報告書提出が集中しますので、できる限り点検後速やかに報告してください。

4. ホームページのご案内

神戸市のホームページに、下記の内容を掲載していますので、ご覧ください。

- ・報告書等の各種様式のダウンロード
- ・定期報告に関するよくある質問と回答（FAQ）
- ・提出書類の作成要領



神戸市 定期報告 指定建築設備・防火設備 **検索**

検索時に、「ページIDから探す」場合は、ページID： **検索**

5. 問合せ先（担当部署）

部署名：建築住宅局 建築安全課 設備担当（窓口①）

住所：神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル 5階

電話：078-595-6563

Eメール：houkoku_s@city.kobe.lg.jp

定期報告の対象となる指定建築設備

神戸市の特殊建築物等定期報告の対象となる建築物【表の用途に供する建築物でその用途に供する部分が表の規模又は階に該当するもの(※)】に設ける建築設備のうち次のもの（共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く）

換気設備	①無窓居室、②下表のA-1又はA-2の建築物の居室、③火気使用室の機械換気設備に、煙感知器連動型防火ダンパー（SFD、SD）を設けた建築物の機械換気設備
排煙設備	排煙機又は送風機を設けた機械排煙設備
非常用の照明装置	予備電源別置型（予備電源が内蔵蓄電池のみでないもの）の非常用の照明装置

用 途		規模・階数 左の用途に供する部分の床面積が、下記のいずれかに該当するもの。 ※該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの、又は避難階のみにあるものは対象外（避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいう。）
A-1	劇場、映画館、演芸場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
A-2	観覧場（屋外にあるものを除く。）、公会堂、集会場（100㎡を超える集会室があるものに限る。）	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席が200㎡以上のもの ④ 主階が1階にないもの（劇場・映画館又は演芸場に限る。）※1
A-3	体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2,000㎡以上のもの
A-4	学校、体育館（学校に附属するものに限る。）	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの
A-5	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
B-1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等※2 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの
B-2	ホテル、旅館	
B-3	事務所 その他これに類するもの	建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの
C-2	公衆浴場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
C-3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3,000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
	共同住宅※3	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの（ただし地階に住戸または住戸からの避難経路があるものに限る） ② 6階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの

※1 「主階」とは、客席のある階をいいます。
 ※2 「児童福祉施設等」とは児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）で、そのうち要援護者の収容施設があるものを対象とします。
 ※3 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。


e-KOBE による提出方法（指定建築設備）

①提出書類等	<p>※事前に利用者登録（メールアドレス必要）をしてください。</p> <p>①HP 様式（エクセル）の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定建築設備定期検査報告書 ・検査結果表別添（関係写真） <p>の各シートに必要事項を入力してください。</p> <p>② 図面等は、PDF ファイルにまとめてください。</p> <p>※ 1 ファイル 10MB 以内、4 ファイルまで送信可能</p>
②送付方法	上記①～②を e-KOBE で送信してください。
③修正等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・e-KOBE に登録されたメールアドレス宛に確認・修正等の連絡をします。 修正等を e-KOBE にて行ってください。
④返送方法	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に受理日を記載の上、e-KOBE にて送付します。 ・期間内（90 日以内）にダウンロードしてください。 <p>（返却は、受理日と指導内容を記載した①表紙のみとなります。）</p>
⑤問合せ先	<p>e-KOBE の利用に関することは、下記「e-KOBE の案内」をご確認ください</p> <p>担当課への問合せ：メールアドレス：houkoku_s@city.kobe.lg.jp</p>
⑥所要日数	修正等が無い場合：3 日～1 週間程度

※郵送による報告書の受付は本年度から行っていません。

※メールによる報告書の受付は行っていません。

e-KOBE の案内

<ul style="list-style-type: none"> ・e-KOBE を利用するには登録が必要です。個人・事業者のどちらでの登録が可能です。 ・最初に、利用者登録（メールアドレス必要）をお願いします。 詳細は下記ホームページを参照してください。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・e-KOBE（神戸市スマート申請システム）の登録・全般に関すること <p>神戸市 e-KOBE <input type="button" value="検索"/></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・e-KOBE で指定建築設備・防火設備の定期報告を提出される場合の手順 <p>神戸市 定期報告 指定建築設備・防火設備 <input type="button" value="検索"/></p> <p>定期報告（指定建築設備・防火設備）→オンライン申請</p> <p>検索時に、「ページIDから探す」場合は、ページID：<input type="text" value="43544"/> <input type="button" value="検索"/></p>	